

長期入所 利用料金

(1) 基本料金 ※個人負担は《負担金×10.14×0.1》円となります

(施設サービスⅠ・ⅱ) <従来型個室> ※個室希望の方が対象となります

	介護度	利用者負担 (月額)	栄養マネジメント 加算 (月額)	サービス提供体制 強化加算(Ⅲ) (月額)	利用者負担合計 (月額)	口腔衛生管理 体制加算 (月額)
	要介護度 1	739 円	14 円	6 円	759 円	30 円
	要介護度 2	810 円	14 円	6 円	830 円	30 円
	要介護度 3	872 円	14 円	6 円	892 円	30 円
	要介護度 4	928 円	14 円	6 円	948 円	30 円
	要介護度 5	983 円	14 円	6 円	1,003 円	30 円

(施設サービスⅠ・ⅳ) <多床室>

	介護度	利用者負担 (月額)	栄養マネジメント 加算 (月額)	サービス提供体制 強化加算(Ⅲ) (月額)	利用者負担合計 (月額)	口腔衛生管理 体制加算 (月額)
	要介護度 1	818 円	14 円	6 円	838 円	30 円
	要介護度 2	892 円	14 円	6 円	912 円	30 円
	要介護度 3	954 円	14 円	6 円	974 円	30 円
	要介護度 4	1,010 円	14 円	6 円	1,030 円	30 円
	要介護度 5	1,065 円	14 円	6 円	1,085 円	30 円

(2) 加算関係 (単位) ※個人負担は《負担金×10.14×0.1》円となります

	在宅復帰在宅療養支援機能 加算Ⅰ	34 円/日	在宅支援に際し在宅復帰率、ベッド回転率等が国の定める基準を満たす場合に加算されます。
	初期加算	30 円/日	入所後 30 日に限り上記料金に加算されます
	短期集中リハビリテーション 実施加算	240 円/日	入所後 3 ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行う場合に加算されます
	認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	240 円/日	入所後 3 ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行う場合に加算されます (週に 3 日まで)
	療養食加算	6 円/回	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の提供に対して加算されます
	低栄養リスク改善加算	300 円/月	低栄養リスクが「高」の入所者に対して食事の観察を行い栄養ケア計画書に基づき栄養調整等を行うと加算されます(6 ヶ月を限度とする)
	口腔衛生管理加算	90 円/月	歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行った場合に加算されます

	褥瘡マネジメント加算	10 円/月	褥瘡の発生に係るリスクについてモニタリング指標を用いて入所時に評価を行い、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた場合に加算されます
	経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対して、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し管理を行う場合に加算されます(180 日間まで)
	経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対して、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し管理を行う場合に加算されます(180 日間まで)
	経口維持加算(Ⅱ)	100 円/月	経口維持加算(Ⅰ)を加算されている利用者に対し、経医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます
	経口移行加算	28 円/日	経管にて食事を摂取されている利用者に経口から食事の摂取を進める為の計画を作成した場合に加算されます
	外泊時費用	362 円/日	外泊された場合は、外泊初日と最終日を除き上記料金に代えて加算されます(日数に制限あり)
	外泊時在宅サービス利用費用	800 円/日	外泊中の計画書を作成し、当施設より提供される在宅サービスを利用した場合に加算されます。
	緊急時治療管理	511 円/日	病状が重篤となるなど、緊急的な治療として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます(1ヶ月に1回3日を限度とします)
	所定疾患施設療養費(Ⅰ) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	235 円/日 475 円/日	肺炎又は尿路感染症、带状疱疹の治療を行った場合に加算されます(1ヶ月に1回連続する7日を限度とします)
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	125 円/日	入所時に処方されている薬剤が6種類以上の入所者に対して、当施設医師と主治医の医師が共同し、退所時において処方されている内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた場合に加算算定されます
	入所前後訪問指導加算Ⅰ 入所前後訪問指導加算Ⅱ	450 円/回 480 円/回	入所期間が1ヶ月を超える入所者の退所後生活する居宅を訪問し、退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に加算されます Ⅱはそれに加え生活機能の改善目標を支援計画として提示した場合に算定されます
	試行的退所時指導加算	400 円/回	試行的に退所する場合において、入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます

	退所前連携加算	500 円/回	居宅において居宅サービスを希望する場合、入所者の同意を得て、居宅サービスに必要な情報を指定居宅支援事業者に提供し、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの調整を行った場合に加算されます
	退所時情報提供加算	500 円/回	入所者の同意を得て、主治の医師に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算されます
	ターミナルケア加算	1650 円 820 円/日 160 円/日	医師の判断により医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した入所者について、看取りを行う場合に加算されます（死亡日 1650 円、死亡日の前日及び前々日 820 円、死亡日以前 4 日以上 30 日以下 160 円）

※行政が定める基準に適合している介護職員の賃金改善を実施している施設として届けていますので、所定の割合に応じた介護報酬を加算します。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定点数に 3.9%を乗じた単位数で算定

保険外

食費負担及び居住費負担については、世帯の市町村民税の額により決定します。

<従来型個室>

食費利用者負担(日額) (円)				居住費利用者負担(日額) (円)				日用品費 (日額)	教養娯楽費 (日額)
第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	外部契約	150 円
300	390	650	1,650	490	490	1,310	1,690		

<多床室>

食費利用者負担(日額) (円)				居住費利用者負担(日額) (円)				日用品費 (日額)	教養娯楽費 (日額)
第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	外部契約	150 円
300	390	650	1,650	0	370	370	380		